（様式第２）

文　書　番　号

年　　月　　日

申請者の名称及び

　　　　代表者氏名　　　　宛て

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理　事　長　名

交付決定通知書

　　年　　月　　日付け第　　号で申請がありました助成金については、下記のとおり交付することに決定したので、抗菌薬原薬国産化支援助成金助成要綱第６条第２項に基づき通知します。

記

１　助成金の対象となる事業及び内容

　　年　　月　　日付け第　　　号をもって申請があったとおりとする。

２　供給確保計画認定番号

３　助成金対象事業の名称・事業番号

　　（大項目）

（中項目）

（小項目）

事業番号

４　助成事業期間 　　　　年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日

５　交付決定額

助成事業に要する費用の額　　　金　　　　　　　　　円

助成対象費用の額　　　　　　　金　　　　　　　　　円

助成金の額　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　円

ただし、助成事業の内容が変更された場合において、助成事業に要する費用の額、助成対象費用の額又は助成金の額に変更が生じたときは、別に通知するところによるものとする。

６　助成金の額の確定は、年度毎に、交付決定された助成金の額と、実績報告書の助成対象費用（費目ごとに配分された流用後の限度額と、実支出額からその他の収入を控除した額のいずれか低い額）の合計額に助成率を乗じて得た額のいずれか低い額とする。

７　助成事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び当該助成金交付規程の定めるところに従わなければならない。

なお、これらの規定に違反する行為（虚偽の申請・報告、他の公的助成・委託制度等との重複交付など）がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

　　(１)　交付決定の取消、助成金の返還及び加算金の納付。

　　(２)　適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。

　　(３)　相当の期間助成金の全部又は一部の交付決定を行わないこと。

　　(４)　医薬健栄研の所管する契約について、一定の期間指名等の対象外とすること。

　　(５)　助成事業者等の名前及び不正の内容の公表。

８　助成金に係る消費税及び地方消費税相当額については、当該助成金交付規程の規定に基づき、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額することとする。

９　なお、助成金を交付するに当たっての条件は、別紙のとおりとする。（別紙）

当該助成金を交付するに当たっての条件は、次のとおりとする。

　(１) 助成事業者は、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行うべきこと。

　(２) 助成事業者は、助成事業の内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、あらかじめ医薬健栄研の承認を受けるべきこと。

　(３) 助成事業者は、助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、医薬健栄研の承認を受けるべきこと。

　(４) 助成事業者は、助成事業を遂行するための契約をするときは、助成事業の運営上一般の競争に付すことが著しく困難又は不適当である場合を除き、一般の競争に付すべきこと。

　(５) 助成事業者は、助成事業の全部又は一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施してはならないこと。ただし助成事業の一部について、第三者と委託又は共同で実施することを交付申請書に記載し、医薬健栄研が認めた場合にはこの限りではない。また、委託又は共同で実施する場合には実施に関する契約を締結すべきこと。

(６)　助成事業の一部を第三者に委託する場合は、事前に医薬健栄研の許可を受けなければならない。

　(７)　助成事業者は、助成事業を実施するために締結する委託、売買、請負その他の契約（契約金額が100万円未満のものを除く。）をするにあたり、厚生労働省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならないこと。ただし、助成事業の遂行上、当該事業者でなければ助成事業の遂行が困難又は不適当である場合は、医薬健栄研の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができること。

(８)　 医薬健栄研は、助成事業者が前号の規定に違反して厚生労働省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は、必要な措置を求めることができるものとし、助成事業者は医薬健栄研から求めがあった場合はその求めに応じなければならないこと。

(９)　前三号の規定は、助成事業の一部を第三者に請け負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、助成事業者は、必要な措置を講ずるものとすること。

　(10) 助成事業者は、助成事業の経理について助成事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を助成事業の完了した日（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日）の属する会計年度の終了後５年間保存しておくべきこと。

　(11) 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、様式第３による事故報告書を速やかに医薬健栄研に提出し、その指示を受けるべきこと。

　(12) 助成事業者は、医薬健栄研が必要と認めて指示したときは、助成事業の実施の状況に関し、様式第４による実施状況報告書を速やかに提出すべきこと。

　(13) 助成事業者は、助成事業が完了するとき（第三号の廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了の日以降で医薬健栄研が指定する期日（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日。以下同じ。）までに、又は助成事業が完了せずに医薬健栄研の会計年度が終了するときは、当該会計年度の末日以降で医薬健栄研が指定する期日までに、様式第５による実績報告書を医薬健栄研に提出すべきこと。

　(14) 助成事業者は、医薬健栄研が、助成事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応ずべきこと。また、医薬健栄研が必要であると認め、厚生労働省の職員を立ち会わせるときは、これに応ずべきこと。

(15) 助成事業者は、医薬健栄研が事実確認の必要があると認めるときは、取引先に対し、参考となるべき報告及び資料の提出について協力を求めるべきこと。

　(16) 助成事業者は、医薬健栄研が助成事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る助成事業の実績が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、医薬健栄研の指示に従うべきこと。

　(17) 助成事業者は、医薬健栄研が抗菌薬原薬国産化支援助成金助成要綱（以下「助成要綱」という。）第17条第１項及び第２項の規定により助成金の全部又は一部の返還を請求したときは、医薬健栄研が指定する期日までに返還すべきこと。

　(18) 助成事業者は、助成要綱第17条第３項の規定により助成金の返還請求の通知を受けたときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すべきこと。ただし、助成要綱第９条第１項第８号の規定による場合はこの限りではない。

(19) 助成事業者は、返還すべき助成金を期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付すべきこと。

　(20)　助成事業者は、助成事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産若しくは成果（以下「取得財産等」という。）のうち、助成要綱第15条第２項により処分（助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとすることをいう。）を制限されたものについては、善良な管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ医薬健栄研の承認を受けるべきこと。

　(21) 助成事業者は、処分を制限された取得財産等の処分により収入が生じたときは、医薬健栄研の請求に応じ、その収入の全部又は一部（消費税及び地方消費税に係る相当額を除く。）を納付すべきこと。

　(22) 助成事業者は、助成金の交付の決定内容又はこれに付した条件に不服がある場合において、申請の取下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から20日以内に、様式第６による助成金交付申請取下げ届出書を医薬健栄研に提出することにより行うべきこと。

　(23)助成事業者は、助成要綱第６条第１項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、医薬健栄研の承認を得ずに第三者に譲渡し、又は承継しないこと。

(24)　交付決定を受けた助成事業の期間にかかわらず、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の５の規定に基づき、医薬健栄研の中長期計画における最終年度の翌年度以降の期間に係る助成事業内容の効力は、医薬健栄研の次期中長期計画が、厚生労働大臣の認可を受けることを条件として生ずるものとする。

(25)　助成事業者は、医薬健栄研が助成事業に関して知り得た一切の情報について、必要に応じて厚生労働省に対して提供することに同意すること。

(26)　助成事業者は、医薬健栄研又は厚生労働省が、実施状況の報告の要求、助成事業の適正かつ円滑な実施のために必要な改善等の指導及び助言を行ったときは、実施状況の報告若しくは当該指導及び助言を踏まえて助成事業を実施すること。